

※4 我が国経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最もたるものこそ「女性」であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる。

女性の活躍のためには、社会、特に男性の意識が変わらなければならない。一方で、意思決定の場における女性の参画が進まなければ、社会も変わらない。こうした状況を打ち破り、女性の活躍が社会や男性の意識を変え、それらの意識の変化が女性の活躍をさらに促すという好循環に導くには、男性の意識改革と実質的な機会均等を実現するための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を車の両輪として進めなければならない。

出典:女性の活躍促進による経済活性化行動計画
-働くまで大作戦

このように、危機的な社会経済状況への対応として女性の活躍を促進していくという方向性は、今回初めて打ち出されたものではありません。「日本再生戦略」と「日本再興戦略」、タイトルは1字違いです。

危機感の深まり

基本法前文で「我が国の社会経済情勢の急速な変化」と表現されていた事態は、「日本再興戦略」では、「20年以上も続いた経済の低迷は、余りにも長すぎ、我が国経済社会に深刻な影響をもたらした。」と表されており、危機感が深まっていることが読み取れます。

日本は女性の活躍を図るべきという趣旨の海外からの指摘も相次ぎました。

2011年9月にサンフランシスコで開かれたAPEC「女性と経済サミット」において、米国のクリントン國務長官(当時)は「経済成長に不可欠な原動力は女性である」と指摘しました。さらに「女性の労働参加の障壁を取り除かれれば、日本のGDPは16%成長する」とするゴールドマン・サックスのレポートを紹介しています。

また、2012年10月に東京で開かれたIMF・世界銀行年次総会に出席したIMF専務理事のクリスティーヌ・ラガルド氏は、同総会に合わせて開催されたセミナーやテレビ



家事や育児を担いながら、パートタイマーとして就労している女性が多いことは確かです。しかし、これは女性が「自分の都合の良い時間に働きたい」からなのでしょうか。

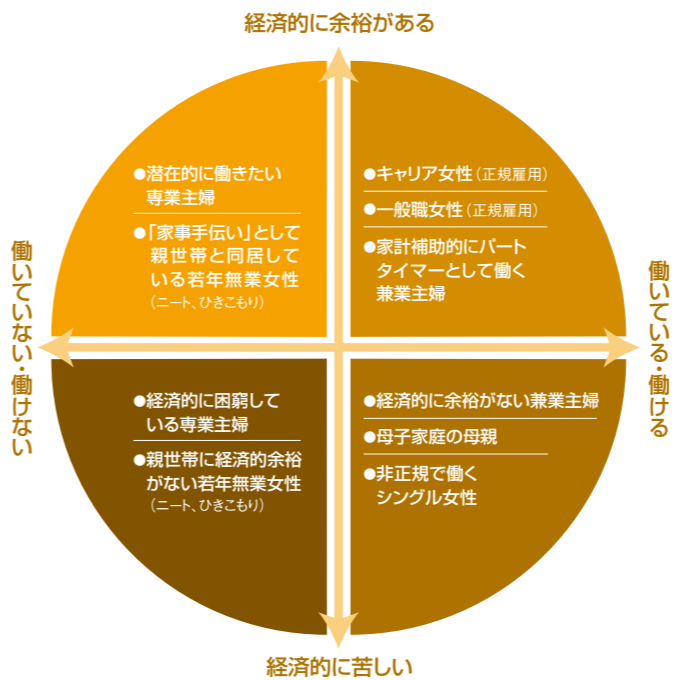
「政策パッケージ」には、「正社員実現加速プロジェクト」を実施するとして「勤務地・職務限定など『多様な正社員』の普及を目指す政策も盛り込まれています。パートナーの転勤などで退職を選択する女性が少なくないことは事実ですが、「多様な正社員」と「従来型の正社員」が新たなコース別雇用管理になることはないのか、心配が頭をよぎります。

番組でのインタビューで「働く女性を増やすことが日本経済を良くする」というメッセージを繰り返し発信しました。

2011年3月に起きた東日本大震災と原子力発電所事故に震撼し、復興の道を希求していた日本にとって、危機の打開と再生・再興を可能にする潜在力は女性が力を発揮することにあるというメッセージは、メディアでも大きく取り上げられました。

さて、ここまで基本法以降の男女共同参画政策の系譜をたどってきたが、これまで政府が推進している「女性の活躍推進」は経済の論理が突出しています。もちろん、女性が社会の構成員として、経済的主体であることは間違いありません。そして、日本では男女の経済格差が非常に大きいことも見てきたとおりです。目を凝らす必要があるのは、社会において女性がどのような役割を担うことが期待されているのかについてでしょう。

図表4 就業状況×経済状況を座標軸とした女性の状況整理



©(公財)横浜市男女共同参画推進協会

女性の活躍の前提とつづ

図表4は、横軸に就業状況、縦軸に経済状況の座標を設定して、女性の状況を整理してみたものです。この図と照らし合わせて考えてみると、政府が進めようとしている「すべての女性が輝く社会づくり」は、どのような状況にある女性が、どのように活躍することに力点が置かれようとしているのでしょうか。

2014年10月に政府が発表した「すべての女性が輝く政策パッケージ」(以下、「政策パッケージ」)には、企業等における女性の活躍を推進していくための取組みとともに、「働く女性の処遇改善プラン」(仮称)の推進について次のような記載(※5)があります。

※5

働く女性には、自分の都合の良い時間に働きたい等の理由でパートなどの非正規雇用での働き方を選択している者も多い。このため、女性が多様なニーズに応じた働き方で様々な分野で活躍し、働きに応じた処遇を得られる社会の実現に資する各種施策を「働く女性の処遇改善プラン」(仮称)として年内目処にとりまとめ、着実に実施する。

出典:すべての女性が輝く政策パッケージ

活躍を阻むものは...

ここで2014年の新語・流行語大賞の候補語を見てみましょう。「輝く女性」「家事ハラ」「マタハラ」「セクハラやじ」「リベンジポルノ」「JKビジネス」などがリストアップされていることにお気づきでしょうか。家事労働への蔑視や妊娠中の働く女性へのハラスメント、意思決定の場である議会でのセクハラやじ、別れた相手の性的な画像をネットで拡散するリベンジポルノ、女子高生に男性客を接客させるJKビジネス...

「輝く女性」とともに、こうした社会現象を表す言葉が新語・流行語大賞の候補語になる状況をどう考えればよいのでしょうか。名づけられてこなかった事柄が問題化されて改善へ向かう兆しなのか、はたまたそうでないのか、いずれにしてもこれらの語が表す事態が改善されなければ、「女性の活躍推進」はおぼつかなくなってしまう。

基本法前文には、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ」との文言が書き込まれ、第3条には次のように書かれています。

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

出典:男女共同参画社会基本法

「女性の活躍」を推進していくためにも、もう一度、人権視点を再確認しておくことは、意味があると言えるでしょう。新たな年を迎えるにあたって、「女性の活躍推進」のゆくえを注目していきたいと思えます。

今号の特集は、納米恵美子さんに寄稿していただきました。私達一人ひとりが、基本法の理念を十分理解し、人権視点を再確認する必要性を感じました。一方、企業においては、経営者の考え方や働く者同士の意識で女性が活躍し、成功している会社もあります。次ページでは、そのような会社でご活躍されている大田区の女性技術者にインタビューしました。